

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
株式会社大同(滋賀県草津市岡本町17-1)[1000008734]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和元年8月22日 ~ 令和元年11月21日 (3ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該有資格業者は、「名神高速道路 彦根IC~八日市IC間遮音壁工事(2019年度)」(名古屋支社発注)の入札において、落札予定者であったにも関わらず、社員の人員不足と十分な管理体制が取れないことを理由に、契約の辞退を申し出たものである。
5. 資格停止措置理由  
有資格業者である上記の事業者が、落札予定者であったにも関わらず、契約を辞退したことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表12>

| 措置要件  | 期間                                  |
|---|-------------------------------------|
| (不正又は不誠実な行為)<br>12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 全地域又は発生地域について<br>当該認定をした日から1月以上9月以内 |

- 問合せ先  
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)